令和3年度 敦賀市 新型コロナ対策関連事業 その②

ウィズコロナ時代に対応した、

「キッチンカー・移動販売車」での商品販売を検討される中小企業者の皆様へ!

# キッチンカー購入等応援補助金

(令和3年度 キッチンカー購入等支援事業)

▶「キッチンカー・移動販売車」を活用した商品販売を行うために必要な設備投資等(専用車両の購入・改造費等)に、100万円を上限(補助率1/2)に補助金が出ます。

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、 敦賀独自の事業者向け補助金制度です。



イメージ図】



≪補助対象となる事業について≫

(以下を実施する必要があります)

・キッチンカー、移動販売車両の購入・改造等、車両関連の設備投資を行う。

## (対象となる取り組みの例)

- ①キッチンカー・移動販売車の新たな導入や、既存車両の改造費
  - ・新たに移動販売事業に参入するための車両等を購入 又は、改造。

## ②広告宣伝

- ・車両等を導入し、新たにサービスを開始したことをPRするための チラシ作成費や地域情報誌への広告掲載費。
- →詳細については、裏面をご参照下さい。
- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わ せの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

#### <お問合わせ・申請書提出先>

敦賀商工会議所 中小企業相談所(〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4)

電話:0770-22-2611 [8:30~17:00](土日・祝日除く)

URL: http://www.tsuruga.or.jp/

敦賀商工会議所



## 【キッチンカー購入等応援補助金 概要】

補助限度額	100万円		
補助率	2分の1		
補助対象経費	◆キッチンカー等専用車両(※)の購入、改造費(専ら事業の用に供する) (※)キッチンカー等専用車両: ①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、 陳列するとともに、場所を移動して商品を販売する車両。 ②移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること。 ③単なるデリバリー車両でないこと。 ◆車両関連の設備導入費(機械装置・工具・器具備品・その他付帯する費用) ◆委託料(調査研究費、資料作成費) ◆事業開始に伴い活用する専門家への謝金・旅費 ◆広告宣伝費(新たな事業PRに伴うチラシ作成・広報費) その他、事業実施に必要と認められる費用		
募集期間	令和3年4月19日(月)~令和3年6月15日(火)		
補助対象期間	交付決定日~令和3年11月30日(火)まで		
対象者	・敦賀市内に本社事務所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者 製造業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人卸売業 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人小売業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人サービス業 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人		

# 【申請から補助金受領までの流れ(令和3年~令和4年)】

①申請の受付[4月19日(月)~6月15日(火)]	
②審査会・採択[6月下旬]	
③交付申請[6月下旬]	
④交付決定(6月下旬)	
⑤採択事業実施[交付決定日~11月30日(火)]	7
⑥実績報告書提出[12月28日(火)まで]	
⑦事業終了確認・補助金額の確定[1月上旬]	
⑧補助金請求・支払い[1月中旬~下旬]	

がサポートします。組み等にあたっては、敦賀商工会議所計画書や申請書の作成・実行時の取り